#### 「雑誌オーナー制度」の導入について

熊取町立熊取図書館 藤井亜希子

# 1. 制度の概要

雑誌の年間購読料を支払ってもらう代わりに、雑誌のカバーなどに広告を掲載する。 (雑誌そのものを「寄贈」いただくのではなく、購入代金を負担いただくもの)

#### 2. 経緯

平成22年7月 官庁速報に野洲市の事例が紹介される "協働のまちづくり"の一つとして熊取でも導入検討開始

10月 要綱策定

12月 平成23年度分について募集開始

23年4月 スタート

#### 3. 検討事項

# ①雑誌の選定方法

## 【先行事例】

- ・図書館で継続購入している雑誌から選ぶ (野洲市)
- ・一般に販売している雑誌のなかで選書方針に合い、企業・団体のイメージにあった雑誌(岐南町)
- ・話し合いにより決定(越前市)
- ・宗教・思想等をのぞく(双葉町)
- ・募集する雑誌リストを公開(岐阜県、徳島県、各務原市)

# 【熊取】

サービス向上のため、現行雑誌分を負担いただくのではなく、提供雑誌を増やす。 そのため、職員で手分けして一般書店を見に行き、刊行雑誌をチェックし、詳細な 雑誌リストを作成し幅広くニーズに対応できるようにした。その一部をホームペー ジにも掲載。

#### ②オーナーの範囲

#### 【先行事例】

先行していた8自治体のうち5自治体が個人不可としていた。

#### 【熊取】

町内に商店等も多くないことや、協働のまちづくりの一環との観点から、個人も可能とした。ただし、個人の場合は広告はなし。

## ③PR方法

町内大学連絡会に参加し、4大学にPR(応募なし) 商工会に協力してもらい加盟630社にチラシを郵送してもらう 町広報紙・ホームページ、報道提供(掲載されず)

# 4. 課題

PR、カウンター取り置き雑誌の広告取扱い



# 「雑誌オーナー」を募集します

熊取図書館では、ご利用が多い雑誌コーナーの充実を図るため、昨年度より「雑誌オーナー制度」を開始しました。図書館では、より多くの雑誌による最新の情報を提供したいと願っています。"まちづくりの拠点"としての図書館事業を応援いただきますよう、みなさまのご協力をお願いいたします。

# ※平成23年度雑誌オーナー

事業所(2社)、個人(5人)より雑誌8誌を提供いただいています。

■雑誌オーナー制度とは

雑誌そのものを寄贈いただくのではなく、雑誌の購入代金を負担していただくものです。 購入した雑誌は、通常の雑誌と同じように熊取図書館の雑誌コーナーに並びます。

# ■オーナーになるには

・オーナーの範囲 個人、企業、商店、団体での申込みが可能です。

・オーナーになる雑誌 図書館が作成した「雑誌リスト」から、図書館と協議のうえ

決定します。すでに購入している雑誌から選ぶこともできます。

・受付 随時 (期間:受付日~3月末まで)

・支払い方法 図書館が指定する納入業者にお支払いください。

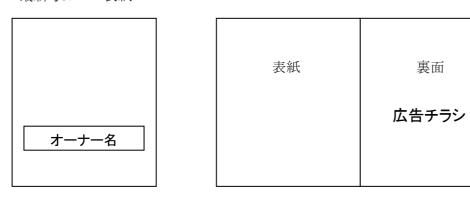
雑誌は、業者より、直接図書館に納本されます。

# ■オーナーになると

オーナーとなった雑誌やその書架には、オーナーの広告を入れることができます。

- ・雑誌の最新号のカバー表紙にオーナー名を表示(たて4 c m×よこ13 c m)
- 雑誌の書架にオーナー名を表示(たて4cm×よこ13cm)
- ・雑誌の最新号カバー裏面に広告チラシを1枚挿入できます。 ※ただし、個人で申込みされたオーナーを除きます。

#### 最新号カバー表紙



くわしくは、図書館にお問合せください。

**熊取町立熊取図書館 2072 (451) 2828** 

#### 熊取町立熊取図書館雑誌オーナー制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住民の行政参画意識の高揚と図書館サービスの充実を 図るため、熊取町立熊取図書館(以下「図書館」という。)における雑誌オ ーナー制度の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(雑誌オーナーの資格)

- 第2条 雑誌オーナーになることができる者は、企業、商店、団体及び個人 とし、次の各号に定める業種等のいずれにも該当しないものとする。
  - (1) 風俗営業法等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号) で規制されるもの
  - (2) 消費者金融に係るもの
  - (3) たばこに係るもの
  - (4) 賭博、ギャンブルに係るもの
  - (5) 法律に定めのない医療類似行為に係るもの
  - (6) 政治活動又は宗教活動に係るもの
  - (7) 各種法令等に違反しているもの
  - (8) その他、オーナーとする業種又は業者として、適当でないと認められるもの (雑誌の種類)
- 第3条 館長が募集する雑誌の種類は、館長が適当と認める雑誌(新聞を含む。 以下同じ。)及び既に図書館に所蔵している雑誌とする。

(申込み及び決定)

- 第4条 雑誌オーナーになろうとする者は、前条に規定する雑誌の中から希望する雑誌名を選択し、雑誌オーナー申込書(<u>様式第1号</u>)を館長に提出するものとする。この場合において、同一の雑誌について複数の申込みがあったときは、申込みの早い者を優先するものとする。
- 2 前項の申込みを受けた館長は、その内容を審査し、適正と認めるときは、 雑誌オーナーに対し、雑誌オーナー決定通知書(<u>様式第2号</u>)により通知す るものとする。

(費用負担)

第5条 前条の規定により決定を受けた雑誌の購入費用は、雑誌オーナーの 全額負担とする。この場合において、当該雑誌の購入費用は、雑誌オーナ ーが当該雑誌の納入業者に一括先払いにより直接支払うものとする。

(広告)

- 第6条 館長は、<u>第4条第2項</u>の規定により雑誌オーナーを決定したときは、 当該雑誌の最新号カバー表紙等、当該雑誌を配置する書架、図書館のホームページ及びとしょかんだより等の配布物に、雑誌オーナーの氏名(会社名を含む。)を表示することができる。ただし、表示の大きさ及び位置等は、 館長が決定する。
- 2 企業、商店、団体の雑誌オーナーが希望する場合は、当該雑誌の最新号 カバー裏面に広告を表示することができる。この場合において、広告は、

片面印刷かつ最新号カバーに収まるサイズとし、四半期毎に広告の内容を 変更することができるものとする。

(広告の責任)

- 第7条 掲載広告についての責任は、雑誌オーナーが全て負うものとする。 (広告の範囲)
- 第8条 第7条第2項に規定する広告は、公共性、品位及び信頼性を損なう おそれがなく、かつ、住民に不利益を与えないものとし、その内容が次の 各号のいずれかに該当するときは、広告表示の対象としない。
  - (1) 法令に抵触し、又は抵触するおそれのあるもの
  - (2) 公の秩序又は善良な風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
  - (3) 基本的人権や他の者の権利を侵害するもの
  - (4) 政治又は宗教若しくは思想に関するもの
  - (5) 誇大、虚偽、誤認等のおそれがあるもの
  - (6) 社会問題についての意見
  - (7) 投機心又は射幸心を著しくそそるおそれのあるもの
  - (8) 町が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
  - (9) 美観風致を害するおそれがあるもの
  - (10) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
  - (11) 内容又は責任の所在が不明確なもの
  - (12) その他広告掲載の対象とすることが適当でないもの

(雑誌オーナーとなる期間)

第9条 雑誌オーナーとなることができる期間は、館長が<u>第4条第2項</u>の規定により雑誌オーナーとして決定した日の属する月又はその月の翌月から当該年度の3月までとする。ただし、雑誌オーナーが継続を希望する場合は、1年単位でその期間を延長することができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、雑誌オーナー制度の実施に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附則

この要綱は、平成22年10月29日から施行する。

# 熊取町立熊取図書館雑誌オーナー申込書

_	 _
<del>/</del>	
-ш-	 

図書館長 宛

氏名(法人等団体名・代表者氏名)

住所(所在地)

連絡先(電話番号) ( )

雑誌オーナーとして、下記のとおり申込みます。

- 1. 提供を希望する雑誌の名称
- 2. 提供を希望する期間 平成 年 月 から 平成 年 3月
- 3. 広告(希望するものにのみ、Oをつけてください)

希望	広告内容	
	雑誌の最新号カバー表紙にオーナー名の記載 (図書館で作成します)	
	雑誌の最新号カバー裏面に広告を表示 *個人以外のオーナーの方のみ (オーナー申込者が作成してください)	
	雑誌書架にオーナー名の記載 (図書館で表示します)	

(注)広告のご希望がない場合は、「図書館利用者様」として表示させていただきます。

上記のとおり許可してよろしいか。

館長	副館長	係

## 熊取町立熊取図書館雑誌オーナー決定通知書

年 月 日

宛

図書館長

図書館雑誌オーナーとして、次のとおり決定したので通知します。

1. 雑誌の名称

- 2. 提供期間 平成 年 月 から 平成 年 3月
- 3. 備考
- (1)雑誌の配架場所は図書館が決定します。
- (2)雑誌の納入後は、資料の寄贈として他の雑誌と同様の取扱いをします(図書館規則第24条)。 保存、廃棄などについては、図書館に一任ください。
- (3)雑誌の業者への支払いは、一括前納とします。振込手数料はオーナー様のご負担になります。 価格変動による追加徴収・返金は、業者と調整してください。
- (4)雑誌が休刊した場合は、返金はせず、図書館と協議の上、別の雑誌に広告を振り替えます。
- (5)他誌への切り替えなどについては、図書館と協議願います。
- (6)最新号カバー裏面に広告表示を希望される場合は、片面印刷でカバーに収まるサイズとします。 広告の内容については、実施要綱第8条の範囲とし、事前に図書館と協議願います。
- (7)広告表示期間は、提供期間内の発行雑誌とします。ただし表示の開始は支払い確認後とします。
- (8) 最新号カバー表紙の表示については、管理上、最新号表紙のコピーに表示する場合があります。